

2017年4月24日

自転車保険普及啓発に関する覚書の締結および自転車保険の販売について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）と愛媛県（知事：中村 時広）、株式会社伊予銀行（頭取：大塚 岩男）および株式会社愛媛銀行（頭取：本田 元広）は、健康・生きがい・友情を育む『自転車新文化』の普及・拡大を図り、自転車保険の普及・啓発など自転車安全利用に向けて連携を強化するため、覚書を締結します。

2017年5月15日（月）から、自転車保険を各行の窓口において販売を開始いたします。また、自転車保険成約件数に応じた金額を、愛媛県が設置する基金に納付いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 背景・経緯

- ・愛媛県は、「サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれる」という『自転車新文化』を提唱し、瀬戸内しまなみ海道をはじめとして、県全体でサイクリングパラダイスを目指す『愛媛マルゴト自転車道』を推進しています。
- ・損保ジャパン日本興亜、愛媛県、株式会社伊予銀行および株式会社愛媛銀行は、県民の皆さま向けに自転事故の被害者救済および万が一加害者となった場合の経済的負担軽減を目的とした自転車保険の必要性を広く普及・啓発するため、四者にて覚書の締結に至ったものです。

2. 覚書の目的

損保ジャパン日本興亜、愛媛県、株式会社伊予銀行および株式会社愛媛銀行は、緊密な相互連携と協働により、県民の自転車保険加入にあたっての銀行窓口における販売体制を確立することにより、県民の交通安全における安心と安全の向上、自転車安全利用の普及・啓発を図ることを目的とします。

3. 『自転車保険』の補償概要

- (1) 保険契約者：各金融機関（株式会社伊予銀行と株式会社愛媛銀行）
- (2) 加入対象者：各金融機関に預金口座をお持ちの方
- (3) 被保険者：各金融機関に預金口座をお持ちの方またはそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）
- (4) 募集開始日：2017年5月15日
- (5) 申込締切日：保険始期の前月20日締め切り
- (6) 保険期間：毎月1日午後4時から1年間
- (7) 補償内容：
 - ① 傷害補償
自転車事故（自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の運行中の自転車との衝突等）により、被保険者が死亡された場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。
 - ② 賠償責任補償
自転車の所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転事故の備えとなる保険商品・サービス・情報を通じて、皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上